

# 埼玉県救急救命士養成試験問題等作成専門部会設置要綱

平成13年 7月23日防災安全局長決裁  
令和 2年 4月 1日最終改正

## (設 置)

第1条 救急救命士養成教育訓練（以下「養成教育訓練」という）において使用する試験問題等の作成を行うため、埼玉県救急救命士養成教育訓練運営検討委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）第6条第1項の規定により、専門部会を設置する。

## (名 称)

第2条 専門部会は、埼玉県救急救命士養成試験問題等作成専門部会（以下「専門部会」という。）と称する。

## (目 的)

第3条 専門部会は、養成教育訓練において研修生等を実施する実力テスト、ミニテスト、効果測定及び卒業試験等の試験問題等の作成・検討を行うことを目的とする。

## (専門部会委員)

第4条 専門部会に属する委員は、委員会設置要綱第6条第2項の規定により、委員長が指名する。

- 2 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会委員の互選により選任する。

## (専門部会の運営)

第5条 部会長は、専門部会の会務を総括し、専門部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。ただし、本会の業務上至急の必要が生じた場合は、会議の招集に代え、個別に意見等を聴取することにより議決とすることができる。
- 4 専門部会の運営については、委員会設置要綱第9条の規定により、委員長が専門部会長に委任するものとする。
- 5 専門部会の運営については、毎年度埼玉県救急救命士養成教育訓練運営検討委員会（以下「運営検討委員会」という。）に報告しなければならない。

## (準専門部会員・問題作成員)

第6条 部会長は、委員長又は埼玉県消防学校長（以下「校長」という。）の推薦する医師及びこれと同等の専門的な知識を有する者を準専門部会員として置くことができる。

- 2 校長は、毎年度県内の消防本部（局）消防（局）長に問題作成員として本校の研修

生指導員経験者又は指導救命士の推薦依頼を行うものとする。

- 3 部会長は、毎年度県内の消防本部（局）消防（局）長が推薦し、校長が部会員としての見識があると認める救急救命士を問題作成員として置くことができる。
- 4 部会長は、専門部会委員等の名簿を調製しなければならない。

（委員等の任期）

第7条 専門部会に属する委員は、委員会設置要綱第3条に定める委員でなくなったときは、専門部会委員ではなくなるものとし、準専門部会員及び問題作成員については、任期は2年とする。ただし、部会長及び副部会長は、後任者が選任されるまでの間は、その任に当たるものとする。

なお、再任を妨げない。

（業 務）

第8条 専門部会は、校長の求めに応じて、第3条に定める試験問題等の作成・検討を行うものとする。

- 2 校長は、専門部会長から問題作成等の役務の提供を受けた場合は、別に定める要領により、その出来高に応じて作成料を支払うものとする。

（庶 務）

第9条 専門部会の事務は、埼玉県消防学校救急救命士養成担当において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。ただし、施行日前に就任した救急救命士の準専門部会員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。